

曾我事務所 ニュース

労働基準監督官の臨検は労働者と企業を守る 労基法無視で従業員が転落事故 脳死 損害賠償は億単位

厚生労働省が公表している労災事故の内、目立って多いものは墜落・転落事故です。ある建設資材会社の運転手がトラックの荷台から転落し、頭をぶつけ脳死状態になってしまいました。墜落した直接の原因は荷台への昇降時に足を踏み外したことですが、かなりの長時間労働が遠因です。長時間労働になった原因も被災した労働者が借金を抱えていて、その返済に稼ぐ必要があり会社も長時間労働を黙認していました。会社が無理して働かせていたわけではありません。それでも脳死状態の運転手の家族から損害賠償請求が来て、その額は何と億単位です。

別の運送会社では、「土・日」だけ働かせてくれという運転手が来たので働いてもらっていたところ、長時間労働のため居眠り運転で人身事故を起こしてしまいました。損害賠償もありますが行政処分として陸運局からはかなり長期間の車両停止処分が予想されます。

これらの事故は、いずれも労基法さえキチンと守っていれば起きなかったと言えるでしょう。労基法違反をしていれば、会社の過失割合も大きく評価されます。労働基準監督官が残業代の支払いを命ずるのも長時間労働を是正させるためです。労働基準監督署は税務署のような取り立て機関ではありません。労働基準監督官も労働者の命を守るという高い使命感をもって働くよう教育されています。労働基準法を守ることは市民生活を保障することだと思っています。「労働基準法など…、と言っていたら会社経営はやっていけない」と考えず、むしろ積極的に労働基準法を守っていききたいものです。

ブラック企業毎年公表 目立つ予防措置の手抜き

電通の過労死自殺事件以後、厚生労働省は「労働基準関係違反企業」（ブラック企業）を公表するようになりました。これは誰でも厚生労働省のホームページで見ることができます。目立つのは安全衛生法違反です。そのほとんどが防止措置をしなかった、安全装置の設置を怠ったというものです。経費を節約しようと手を抜いたことが思わぬ高くつく結果になります。

もう一つ目立つのが「労災隠しです」。4日以上以上の休業を要する労働災害の時は、「労働者死傷病報告」を労働基準監督署に提出しなければなりません。違反事例は検察庁に送検されます。送検され検察が起訴しますが、ほとんどが「略式起訴」です。罰金20万円はたいしたことないとしても前科一犯です。建設業、運送業は許認可に影響します。事故が起きたら仕方ありません。決して隠さないことです。

〒262-0033
 千葉市花見川区幕張本郷1-2-24 幕張本郷相葉ビル702
 TEL : 043(275)1757 / FAX : 043(275)1758
 E-mail: soga@sogaoffice.jp(曾我宛)
 :srsogat@sogaoffice.jp(事務所宛)
 ホームページ: http://www.sogaoffice.jp
 緊急連絡・ご意見は、所長携帯090(4129)4617まで



社会保険労務士 曾我 浩
 行政書士

年金手帳の廃止

2022年4月以降、年金受給の手続きなどで必要とされていた「年金手帳」が廃止となります。新規で発行されることもありません。

代わりに、今後国民年金・厚生年金に新規加入する方（1～3号被保険者）には、「基礎年金番号通知書」という書類が送られる予定です。

基礎年金番号通知書が導入されても、基礎年金番号が必要な手続きの際には、今まで通り、従来の年金手帳は使用できます。

ただし、2022年4月以降に、年金手帳を紛失・毀損しても再発行はできません。年金手帳の再交付申請をした場合、基礎年金番号通知書が交付されます。



年金受給開始時期の選択肢の拡大

2022年4月施行の年金制度改正法により、年金の受給開始年齢の上限が70歳から75歳まで引き上げられます。これによって受給開始時期を60歳から75歳の間で自由に選べるようになりました。

また、公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大に併せて、確定拠出年金（企業型DC・iDeCo）における老齢給付金の受給開始の上限年齢を70歳から75歳に引き上げます。

健康保険料、3月(4月納付分)から変更！（協会けんぽ）

協会けんぽでは、毎年3月分（4月納付分）から健康保険料、介護保険料の見直しが行われ、先日、令和4年度の協会けんぽの保険料率が決定されました。医療保険分においては、平均保険料10%が維持され、引き上げとなるのが29支部、引き下げとなるのが18支部となります。

～主な支部の健康保険料率は、以下のとおりです～

千葉	: 9.79% ⇒ ↓9.76%	東京	: 9.84% ⇒ ↓9.81%
埼玉	: 9.80% ⇒ ↓9.71%	神奈川	: 9.99% ⇒ ↓9.85%
茨城	: 9.74% ⇒ ↑9.77%		

※介護保険料率は、1.80%から**1.64%**に引き下げられます。



「雇用調整助成金」の特例措置がR4年6月まで延長

雇用調整助成金等

		R4.3	R4.4～6
中小企業	原則的な特例措置	4/5 (9/10) 9,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	地域特例業況特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円
大企業	原則的な特例措置	2/3 (3/4) 9,000円	2/3 (3/4) 9,000円
	地域特例業況特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円

※ () の助成率は解雇を行わない場合

休業支援金等

		R4.3	R4.4～6
中小企業	原則的な特例措置	8割 8,265円	8割 8,265円
	地域特例	8割 11,000円	8割 11,000円
大企業	原則的な特例措置	8割 8,265円	8割 8,265円
	地域特例	8割 11,000円	8割 11,000円

令和4年雇用保険料率 ※検討中

令和4年度の失業等給付に係る保険料率は、9月までは現行の2/1000が維持され、10月から令和5年3月までは6/1000とすべきとの報告書が示されました。育児休業給付にかかる保険料は4/1000に維持されますので、失業等給付と育児休業給付に係る保険料を合計した本人負担分は、令和4年10月から3/1000→5/1000に引き上げられることとなります。

二事業に係る保険料率については、令和4年4月から3/1000→3.5/1000に引き上げられる予定です。これらの改正内容を含む「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4（2022）年2月1日、第208回国会（令和4年常会）に提出されました。（※まだ未制定です）